

田舎の体験交流館「さんがうら」指定管理者募集要項

球磨村では、公の施設である田舎の体験交流館「さんがうら」の管理業務について設置目的をより効果的に達成するため、令和 3 年度から指定管理者制度を導入しているところですが、令和7年度末で指定管理者の指定期間が満了することから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項、球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成 31 年球磨村条例第1号)第3条及び田舎の体験交流館「さんがうら」の設置及び管理に関する条例(令和元年球磨村条例第 6 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、田舎の体験交流館「さんがうら」の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1)名 称

田舎の体験交流館「さんがうら」

(2)所在地

熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙 629 番地 3

(3)施設の設置目的、役割等

球磨村の自然や文化等の地域資源を活用して、住民と都市住民との交流により豊かで活力に満ちた魅力ある地域づくりを目的として設置する。

(4)施設の沿革

平成 23 年 4 月 田舎の体験交流館さんがうら開設

平成 23 年 7 月 田舎の体験交流館さんがうらグランドオープン

平成 30 年 2 月 屋外炊飯交流体験施設オープン

平成 30 年 2 月 2 階宿泊室内に 2 段ベッド整備

5)施設内容、規模等

	田舎の体験交流館さんがうら	屋内運動場	グラウンド	屋外炊飯交流体験施設
構造等	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階	—	木造平屋建
建物もしくは敷地面積	1,707 m ²	894 m ²	7,098 m ²	104 m ²
施設内容	宿泊室(6 室)、研修室(2 室)、調理実習室、ふれあい交流室、文化交流室、歴史資料室、食堂、厨房、浴室(大浴場)、事務室	屋内運動場、ステージ、倉庫、トイレ	夜間照明、トイレ、体育倉庫、農機具倉庫	交流スペース、煮炊きスペース、調理場

(6)現在の管理運営体制

現在の管理受託団体 田舎の体験交流館さんがら運営委員会

(7)施設の利用実績

別添実績一覧のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

田舎の体験交流館「さんがら」(以下「さんがら」という。)は、球磨村の都市農村交流の中核を担う体験交流施設です。地域資源を生かした田舎体験や子ども達の自然体験等による都市と農村の交流人口拡大によって村の活性化に資する施設を目指しています。

村内外の地域観光産業との連携を通じ、訪れて頂いた方に自然豊かな球磨村を満喫していただく為の積極的な事業展開やさまざまなサービス向上の取り組みと共に健全な施設運営ができる団体を募集します。また、従業員については、地元雇用を原則とします。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1)休館日 第2月曜日

(2)開館時間 宿泊 15:00～翌日 10:00

研修、会議 9:00～22:00

※ 指定管理者は村の承諾を得て休館日、開館時間を変更することができます。

(3)法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

①田舎の体験交流館「さんがら」の設置及び管理に関する条例

②地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

③労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

④食品衛生法、同施行令、同施行規則ほか衛生関係法令

⑤建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

⑥その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、球磨村行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努める

とともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

(1) 「さんがうら」の利用許可に関する業務

(2) 「さんがうら」の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、「さんがうら」の運営に関する事務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務

5 指定の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

「さんがうら」の管理に要する経費は、利用料金収入、事業収入及び村から支払う指定管理委託料によって賄うこととします。なお、管理業務に係る経費については、指定管理者と村との間で締結する協定書で定めます。

7 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

②村内に事業所を有すること。(現時点で有していない場合は、指定管理期間開始当初までには、有していること。)

③球磨村から指名停止措置を受けていないこと。

④労働者災害補償保険に加入していること。

⑤国税及び地方税を滞納していないこと。

⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑦賃金不払いに關し関係機関等からの通報が村長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

⑧暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体ではないこと。

⑨役員(法人の監査役及び幹事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいない者。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 拘禁刑(禁固刑)以上に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける事がなくなった日から2年を経過していない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 暴力団等の構成員等

⑩その他施設の管理運営に関すること

- ・従業員については、地元村内からの雇用を優先すること。
- ・事業に係る仕入れ等については、村内生産者及び業者をできるだけ優先すること。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

- ①代表団体を選び、村とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ②申請書の記名押印等については、応募者全員が行うこと。
- ③8提出書類の(3)～(8)については、応募者それぞれについて提出すること。

④一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は「7応募資格」①～⑧のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を村に提出していただきます。

なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書(球磨村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成31年球磨村規則第3号)別記様式)
- (2) 指定管理者事業計画書(事業計画書)
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人にはあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)
- (8) 納税証明書(課税対象となっていない法人、団体を除く。)
 - ア 消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 地方税(同村税が課税されていない者で村外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主

たる事務所又は事業所の所在市町村税)について未納がないことの証明書

(9) その他村長が必要と認める書類

ア 村内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳(現在事業所がある場合)

イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類)

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間 令和8年1月15日(木)～2月6日(金)まで

②受付方法 質問票(様式は任意)に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

10 申請書提出先及び提出期間

(1)提出先 球磨村役場 総務課

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

電話 0966-32-1111 FAX 0966-32-1141

(2)提出期間 令和8年1月15日(木)から2月6日(金)までの日(村の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

11 選定方法

(1) 指定管理候補者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に村において選定します。

(2)審査基準と配点

選定項目及び審査内容		配 点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保		適・否
※選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の確保・増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35

2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	25
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 施設の安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる財政的基盤 ウ 類似施設の運営実績	30
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 ア 運営面(自然観察会等)における地域等(ボランティア団体を含む。)との連携、協力体制	10
	合 計	100

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請者が「7 参加資格」の要件を満たしていないかったとき。
- ②申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たつて不適当と認められるもの

14 選定委員会

令和8年2月中旬ごろに実施します。(予定)

申請者である法人や団体の代表者等の方のプレゼンテーションをお願いします。時間、場所については後日連絡します。

15 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、村のウェブサイト上で、得点状況を公表します。

16 指定管理者の決定及び管理運営費に係る委託料について

- ① 指定管理者は、球磨村議会の議決(令和8年3月定例会を予定)を経て指定されます。
- ② 議決後に村と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料については、

当該協定において定めることとします。

17 その他

- ① 提出書類はお返しできません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

18 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じができるものとします。
- ③ 指定管理者の指定後に、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は村と協議し、決定することとなります。協議に当たっては文書によるものとします。

問い合わせ先

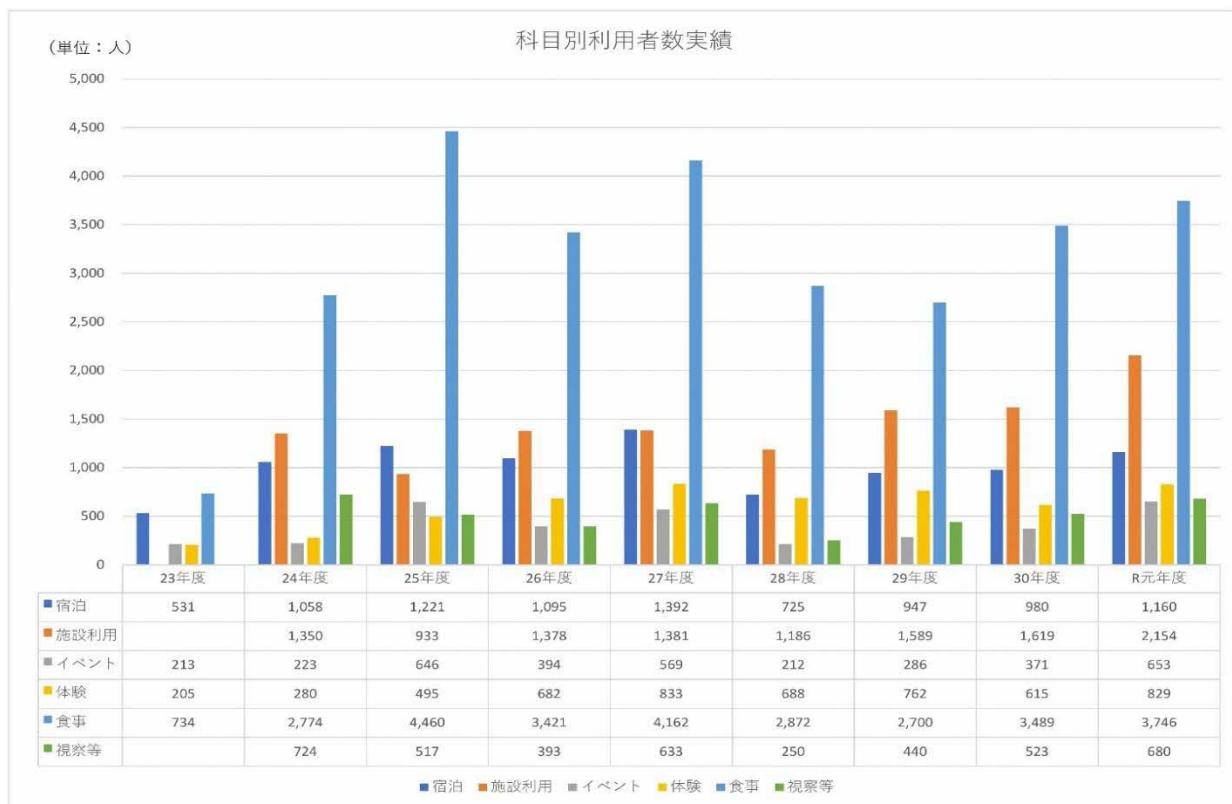
球磨村役場 総務課

(電話) 0966-32-1111

(FAX) 0966-32-1230

Eメール kanzai@kuma.kumamoto.jp

【別添実績表】



「さんがうら」の宿泊者・体験者の推移

年度	全体的な活動	主な内容
H22	・一勝地第二小学校 閉校 ・活用座談会・活用整備検討会	・活用座談会:2回、活用整備検討会:2回 ・農村体験モニター実施(田植え体験・稻刈り体験)
H23	・田舎の体験交流館さんがうら 運営開始 ・林用馬車軌道(トロッコ道)跡の調査・整備	・田舎の体験交流館さんがうら運営委員会発足 ・自然散策道・ウォーキングコース開発
H24	「三ヶ浦地域絆の里づくり計画」を策定	・地域資源調査・三ヶ浦全集落で座談会を実施 ・集落アンケート実施・総合ワークショップ開催
H25	・都市部と農村部の交流促進に向けた取り組みを開始 ・さんがうら運営委員会の組織改革を実施(会員の拡充)	・大学との協働の取り組みを開始、各種交流コンテンツの開発 ・大学の学園祭で球磨村農産物・加工品を出品、アピール ・運営委員会へ三ヶ浦各地区班長、球磨村棚田保存会が加入
H26	・子ども農山漁村交流の取り組みを開始 ・地域資源の情報発信システムを構築	・自然体験・環境体験の開発・安全管理マニュアルの策定 ・「さんがうら小さな旅」「さんがうら通販サイト」開設 ・大学の学園祭で球磨村農産物・加工品を出品、アピール
H27	・日本の棚田百選「松谷棚田」オーナー制度 開始 ・日本の棚田百選「松谷棚田」遊休農地対策 開始	・球磨村・球磨村棚田保存会との連携 ・松谷棚田でコミュニティビジネスを目的としたそば栽培を開始
H28	地域資源の再調査・各種交流コンテンツの再構築、情報発信の取り組みを強化	・三ヶ浦地域の「宝」パンフレット等の再編集 ・「里やまさんぽ」コースマップの見直しと再構築 ・球磨村からの委託で村内全域での空き家調査を実施
H29	・くまむら地域再生協議会をさんがうら内に設立 ・農泊の推進に向けた活動を開始 ・地域の農産物を活用した6次産業への取り組みを本格的に開始 ・さんがうらグラウンドに屋外交流施設が完成 ・「くまむらスローフードふえあ」の開催	・惣菜製造業・菓子製造業の許可を取得 ・大学の学園祭で球磨村農産物・加工品を出品、アピール
H30	三ヶ浦地域のコミュニティの維持・再生を目的とした惣菜・弁当の移動販売・宅配サービス・高齢者の見守り活動を開始	・移動販売業(惣菜・菓子・弁当類)の許可を取得 ・山の食菜「ならがわ」の4名が「くまもとふるさと食の名人」に認定
R1	施設内に三ヶ浦地域のコミュニティの維持・再生を目的とした集落支援・生活支援のためのミニ店舗・交流スペースを設置	・球磨村住民福祉課・球磨村社会福祉協議会と協働の取り組み ・くまむら地域再生協議会が法人化、(一社)くまむら山村活性化協会へ

「さんがうら」の経緯年表